

法教育推進協議会 御中

## 報 告 書

平成23年5月10日  
日本司法書士会連合会  
法教育推進委員会委員  
司法書士 沖本真由美  
(広島司法書士会所属)

事業名称 第2回親子法律教室  
「ええがに分けてみんさい!～何が公平か、いっしょに考えよう～」

日 時 平成23年3月27日(日) 14時～16時

場 所 広島司法書士会 地下ホール

主 催 日本司法書士会連合会、広島司法書士会

対 象 小学生(3年生・4年生・5年生)とその保護者

申 込 者 207組459名(抽選)

参 加 者 23組49名(予定20組40名)  
小学生 3年生:11名 4年生:8名 5年生:7名  
保護者 23名

決 算 収入(1,084,940円)  
支出(1,084,836円)

### ねらい

- ・「公平・公正」の理解(貢献度・必要度・能力度)
  - 第1部:貢献度に応じた公平さの理解
  - 第2部:必要度に応じた公平さの理解
- ・デーモンの発達段階(別紙)6段階を念頭においてシナリオを作成

- ・上記発達段階の段階5（個人の尊重）までは、持っていきたい

実施状況 別紙「第2回親子法律教室 日程表」のとおり

### 実施内容

【総合司会】広島司法書士会会員 沖本真由美  
(注意事項、連絡事項、配布物の確認含む)

【開会挨拶】広島司法書士会 会長 清水富美男

【アイスブレイク】

別紙「はじめまして」カード使用、参加者同士で自己紹介

【第1部 ケーキを分ける】

〔形態〕

- ・子どものみ参加、保護者は後部座席で見学
- ・子ども 6グループ（4～5名を1グループ）
- ・各テーブルに1名担当司法書士
- ・各々に考えてもらう（子ども達一人一人にケーキのシートを準備）

〔進行〕

- ・司会：瀬戸将典（広島司法書士会会員）
- ・ボールボーイ（よしもと広島）

〔内容〕

- ・ボールボーイがドラえもん・ジャイアンに扮し、クリスマス会のケーキの分け方（8等分してあるケーキ）を説明
- ・ジャイアンの強引なケーキの分け方について、公平に行われているか、子ども達で議論してもらい、各テーブルを司会・ボールボーイと一緒にまわりながら子ども達に問いかけ、子ども達が意見を発表

設定（ジャイアンのケーキの分け方）

ジャイアン：6個  
スネ夫：1個  
のび太：1個  
しずか：0個

- ・次に、各自に以下の貢献度を加え、さらに議論・発表。

設定 しずか：ケーキを作ったがクリスマス会は母親が急病になり不参加  
スネ夫：会場として自宅を提供、飾り付けを行った

のび太：ケーキの材料を準備、しずかとケーキを一緒に作った

ジャイアン：しずかからケーキを預かった、自身のリサイタルの準備

- ・別紙「ワークシート」に考えたこと・感想を記入

## 【第2部 少なくなった水を分ける】

### 〔形態〕

- ・子どもとその保護者は同テーブルに着席
- ・各テーブルに担当司法書士
- ・パワーポイント使用
- ・各テーブルごとに考えてもらう（1テーブルに1セット）

### 〔進行〕

司会：湯澤俊樹（広島司法書士会会員）

### 〔内容〕

- ・はじめに、パワーポイントを用い、アフリカでは水が足りていない、そのため井戸を掘って水を確保し、利用について公平の観点からルールを作り、みんながそれを守っていることを説明
- ・もし、今、一人一日使用している水が足りなくなった場合、誰にどのように分けることが公平か、各テーブルで議論の上発表してもらう

ペットボトル1. 8リットル分の水が家族の1日に必要な量とし、具体的に各家族のコップに水を分けてもらう

コップは6個+自由に使える空のコップ1個

設定 お爺ちゃん：病気で水が他の人より多く必要

お婆ちゃん

お父さん

お母さん：赤ちゃんにミルクを飲ませている

子ども1

子ども2

## 【まとめ】

司法書士による子ども達・保護者向けのメッセージ

- ・法教育の枠組みの中で、今回の法律教室が目指した目標設定
- ・今回の親子法律教室の目標設定
- ・「ワークシート」に考えたこと・感想を記入（子ども達）
- ・「アンケート用紙」記入（保護者）

### 【修了証書授与】

〔進 行：総合司会が参加者の氏名読み上げ〕

広島司法書士会会長 清水富美男

広島司法書士会副会長 湯澤俊樹（第2部司会）

〔内 容〕

保護者含む全員の氏名を読み上げ、修了証書を手渡し

【閉会挨拶】日本司法書士会連合会 常任理事 山本一宏

### 実施に関する参加者の感想等（保護者アンケートより抜粋）

〔ボールボーイに関して〕

- ・名前は今日のはじめて知りましたがとても例えがよく、また盛り上げ方も上手で、さすがプロですね。
- ・ゲストの方なしでいきなり話し合う、というのは難しかったと思います。ありがとうございました。
- ・少しかたいテーマですが、ボールボーイのお二人のお陰で楽しくテーマに取り組めたと思います。
- ・間の取り方がよくて、興味を引き出してくれた。
- ・楽しい語り口調で、子供たちも私も笑いを交えながら問題に取り組めたのではと思います。
- ・子供たちが笑顔になっていたので良かったです。
- ・とてもユーモラスがあり、楽しい雰囲気でのこの講義をすすめていただき、とても良かったです。
- ・とてもおもしろかったです。プロの芸人ですね！強く思いました。とても和んだ雰囲気で講義をうけることができました。
- ・元気があって、子供の緊張を和らげて頂いてとても良かったと思います。

〔その他気づいた点について〕

- ・いろんな意見を引き出してくださったことに感謝します。
- ・学校内では時間内に意見がまとまらないといけないように言われますが、法律の世界では、意見が分かれるという答えもありなのだと思います。正解はないと言われましたが、第1部・第2部の中で親子共々そう実感できたと思いました。
- ・最後にこういった考え方もある、という例を出されるのかと思いましたが、最後まで自分達で考える姿勢がなるほど、と思いました。これからもしっかり考えて行く必要があると思いました。ありがとうございました。
- ・ケーキ（報酬）についての考え方の導入など、条件次第での人の考え方に違いが出

てくることへの気づきの提案。水に関しては、子ども達の優しい一面に触れることができました。貧しい経験をしたことのない日本人ですが、東北の震災を見ても素晴らしい文化レベルがあるようです。弱者への気遣いができる人間に成長してほしいです。今日は気づきを与えていただき、ありがとうございました。

- ・今、実際地震の影響で出ている問題だと思い、考えさせられました。常識も、国や地域によって、年代によって変わります。どの国の、どの年代にいても、人として気持の良いことは何か、悪いことは何かを根本にして、物事を考え、進めていけたらと思います。
- ・もう少し講義の時間があつた方が良かった。
- ・子供には、自分だけでなく、他の人のことも考えなくてはならないことが良く理解できたかと思えます。
- ・公平の難しさを学びました。
- ・震災もあり、本当に必要な人のところへ分けてあげること、助けあうべきことを学べて良かったと思えます。
- ・震災後、毎日の報道の中で、今日のテーマ「分ける」を考える場面を多く見ていました。そのため、より一層【公平・平等】を考えることの大切さ、難しさを思いました。
- ・講義内容がとても良く練られており、子ども達も真剣に取り組んでいました。参加できたことに大変感謝しております。
- ・何が公平か、広い視野で考えることは、これからも役に立っていくと思えます。今日はどうもありがとうございました。
- ・一番後ろの席は見えづらかったです。自己紹介のときに学校名も言うと、もう少し打ち解けられたかと思えます。
- ・分けることについて（公平について）親子共々深く考えさせられました。

### 実施後の感想

小学校中高学年が対象であるため長時間に及ぶ法律教室は難しく、短時間の中でこまで子ども達に理解してもらうか、内容を複雑にしまうと子どもの中に混乱が生じるため、目標設定のポイントを絞り、できるだけシンプルに設定した。

広島県内各地域からの参加であるため、初めて会う子ども達相互間の緊張をほぐすための工夫（はじましてカード）は必要であることを改めて感じた。

第1部においては、子ども達自身まだ周りの状況には慣れていないこともあり、子ども達をひきつけるためにも、話のプロ（ボールボーイ）に、手伝っていただいたことによって、テンポよく、また適度に盛り上げていただきながら進み真伸びもしなかった。

子ども達は、大人が思っている以上に、たくさんのことを真剣に考えていることも発

表やワークシート、保護者のアンケートより再認識できた（子どもを子どもにしてしまうのは大人である）。

定員20組40名予定のところ申込が207組459名と予測を超えた申し込みがあり、申込段階においては、小学生から直接連絡があり「開催日当日は親が用事で参加できない、友達と一緒に参加することはできないですか？」という問い合わせもあり、今回に関しては法律教室の趣旨、セキュリティーの面から断らざるをえなかったが、今後の開催にあたっての検討要素としたい。

現在、裁判員制度も始まり、また幼稚園から高校までの学習指導要領も改訂され「法教育関連事項」も盛り込まれたため、今後もニーズは益々高まることが予想される。

以 上

## II 子どもの公正概念の発達論

『What Do You Stand For』の初等用単元「公正 (Fairness)」は、認知心理学者デーモン (William Damon) による公正概念の発達論に影響を受け単元が開発されたと考えられる。ここでは、まずデーモンの所論<sup>5)</sup>を憲法教育の視点から考察してみたい。

### 1 デーモンによる子どもの公正概念の発達論

デーモンは3水準6段階からなる公正概念の発達段階を実証的に明らかにした。彼の発達段階論は、文化の違いがある我が国においても追試されその妥当性が検証されている。デーモンは、ピアジェ (Piaget)、コールバーグ (Kohlberg) らの認知的発達理論に大きく影響を受けた。ピアジェは子どもの道徳性発達を「他律から自律へ」の過程として捉えた。さらにコールバーグがその理論を精緻化し、道徳性発達の6段階論を提起した<sup>6)</sup>。しかし、コールバーグ理論は、①青年期以降を中心に調査をし、幼児期や児童期の発達を軽視していること、②道徳性を幅広く包括的に論じたため、「公正」、「責任」、「権利」といった個々の価値概念の発達を明らかにしていない、といった問題があった。

そこで、デーモンは分配場面における子どもの公正の判断理由に注目し、4歳から8歳の子ども(後に4歳から10歳)を対象に子どもたちがどのような基準で公正を判断しているのか調査した。デーモンが調査のため使用した例話は、以下のようなものである<sup>7)</sup>。

4人の子どもたちで、プレスレッドづくりのお手伝いをしました。ご褒美にアイスクリームを8つもらい、みんなで分けることになりました。Aさんは他の3人より2歳くらい年下でしたが、他の3人は同じ歳でした。Aさんは一番年下で作ったプレスレッドも一番少なかったです。Bさんは最もたくさんのプレスレッドを作りました。Cさんは4人のなかで一番大きかったです。Dさんは、もっともキレイなプレスレッドを作りました。さて、どのようにしてご褒美を分けましょうか。

デーモンは例話に対する子どもたちの回答を特に公正を判断する理由づけに注目し分析し、表1に示すような6段階の公正概念発達論を提起した。彼の公正概念の発達段階は、0水準「自己欲求による混沌とした判断」、1水準「形式的平等を中心とする柔軟性のない判断」、2水準「個人の尊重と状況に応じた柔軟性のある判断」の大きく3つの水準からなる。

0水準は「自己欲求」にもとづく判断の段階である。第1段階0-Aでは、自分が述べた分配案の理由を「わからない」、「私はそうしたい」のように述べる。判断は多くの場合「そうしたい」という子どもの「自己欲求」から導き出される。例話に対しては、「私はAさんが好きだから、Aさんにたくさんあげたい」といった回答をする。続く第2段階0-Bでは、「大きい子にたくさんあげる」、「男の子は少しでよい」というように、身体の大きさや性別といった外見的特徴に基づいた理由づけがなされる。例話に対しては、「Cさんは体がいちばん大きいから、Cさんにたくさんあげる」といった回答をする。このように、0水準は、他者に自己の見解を正当化しようとする意識がない段階であり、「自己欲求を中心とした混沌とした判断」が中心となる。

続く1水準では、子どもたちに公正の判断基準が芽生え始め「形式的平等を中心とする柔軟性のない判断」がなされる。第3段階1-Aでは、「みんな同じ数にする」、「同じにしないとケンカになる」というように形式的な平等を基準として判断がなされる。例話に対しては「4人ともみんな同じようにあげる」といった回答をする。続く、第4段階1-Bでは、「がんばった子にたくさんあげる」、「作った数が少ない子どもは少なくする」というように貢献や功績を評価し、それに基づく分配を公正であると考え。例話に対しては、「Bさんはもっとも多くのプレスレッドを作り、

表1 デーモンによる公正概念の発達段階

水準	判断基準	概要	段階
自己欲求による混沌とした判断	A 自己欲求	公正の判断は、行動を起こしたいという自己欲求から引き出される。判断理由を正当化しようという意図はなく、ただ欲求を主張するのみである。(例: それを使いたいから欲しい)。	1
	B 外見的特徴や性差	公正の判断は依然、欲求中心であるが、身体の大きさや性別といった外見的特徴に基づいて理由づけするようになる。主張は変わりやすく、自分に有利にする傾向がある。(例: 女の子だから一番たくさんあげる)	2
形式的平等を中心とする柔軟性のない判断	A 形式的平等	公正の判断は、厳密な平等の概念から引き出される。正当化は形式的な平等の原則と一致しているが、一方的で柔軟性に欠ける。(例: みんな同じだけもらうべき)	3
	B 貢献や功績	公正の判断は、行動の結果から引き出される。人は賞罰に関してお返しを受けるべきだと考える。貢献や功績の概念が現れるが、いまだ一方的で柔軟性に欠ける。(例: がんばった人に一番多くあげる)	4
個人の尊重と状況に応じた柔軟性のある判断	A 個人の尊重	様々な人が存在しているが、人間的価値は等しいことが理解されている。特別なニーズ (例えば、貧困) による主張を重視する。選択は対立する主張の間で量的に妥協しようとする (例: 彼をいちばん多くし、彼女はいくぶん少なくする)	5
	B 公正の真の意味と状況の特殊性	互恵や平等の真の意味を考える。様々な人の主張や状況の特殊性を理解する。すべての人は役割に見合った報酬を受けられるべきであるという認識から正当化がなされる。(このことは、みんなを同じように扱うことを意味しない。)	6

William Damon, *The Social World of the Child*, Jossey-Bass Publishers, 1977 pp74-77  
を参照し筆者作成

表2 公正概念の発達段階と発達課題

発達段階	発達課題	おおむねの年齢時期
段階1 自己欲求 (それが好きだからたくさん欲しい) ↓	発達課題① 自己中心性を抑制した判断	幼児期 4～6歳児
段階2 外見的特徴や性差 (女の子だからたくさんあげる) ↓	発達課題② 外見や性差ではなく形式的「平等の原則」による判断	
段階3 形式的平等 (みんな同じだけもらうべき) ↓	発達課題③ 嫉妬を抑制した他者の「功績の評価」による判断	児童期前半 7～9歳児
段階4 貢献や功績 (頑張った人に多くあげる) ↓	発達課題④ 人々の違いの認識と「個人の尊重」による判断	
段階5 個人の尊重 (一番困っている人に多くあげる) ↓	発達課題⑤ 公正の意味を問いながら状況に応じた判断	児童期後半 10～12歳児
段階6 公正の真の意味と状況の特殊性 (論争問題学習が可能となる中等段階)	* 立憲主義的な学校・家庭・地域の環境構成	

(筆者作成)

Dさんはもっともキレイなブレスレットを作ったので、ほかの二人よりもたくさんあげる」といった回答をする。このように1水準では、「形式的平等」、「貢献や功績」といった柔軟性はないが公正を判断する基準が明確になっていく。

2水準では、「個人の尊重と状況に応じた柔軟性のある判断」がなされる。第5段階となる2-Aでは、「喉が渴いているひとにはたくさんあげて、欲しくないひとには少なくてよい」のように、個人のニーズによる分配を志向する。この段階の子どもたちは様々な人が存在することを認識し、それぞれを個人として尊重すべきことを理解している。最終段階となる第6段階2-Bは、第5段階の回答がより精緻化し組織化した段階であり、公正の真の意味を考えるとともに、様々な人の主張や状況の特殊性を理解している段階とされている。

デーモンの調査によると、米国の子どもたちは6、7歳児ですでに第4段階1-B「貢献や功績」による判断が多くなり、8歳ごろになると第5段階「個人の尊重」の段階が多くなっている。それに対して彼の公正概念発達論を我が国において追試した調査によると、日本の子どもはどの年齢においても第3段階1-A「形式的平等」の段階が多いとの指摘されている<sup>9)</sup>。

## 2 公正概念発達論の憲法教育への示唆

上述したデーモンの所論及び我が国における追試は、我が国の子どもたちへの憲法教育の在り方に多くの示唆を与える。特に重要だと考えられるのは以下の3点である。

第1に6段階の発達段階を提出したことにより、表2に示すように①発達の方向性と②各段階の発達課題が明確になった。幼児期においては自己中心性のある判断や外見的特徴や性差にもとづく判断を乗り越え「形式的平等」といった他者に合理的な説明が可能な公正さの判断基準を構成して

いくことが発達課題となる。また児童期においては第3段階「形式的平等」から第4段階「貢献や功績」による判断を経て第5段階「個人の尊重」に向けて発達する。例えば、第3段階「形式的平等」の子どもには発達課題③「嫉妬や欲求を抑制し他者の能力や貢献の評価による判断」が課題となるというように、各発達段階における発達課題が明確になっている。児童期の憲法教育では、各段階の発達課題が達成されることをねらいとした単元構成が必要となるわけである。

第2にデーモンの公正概念発達の最終段階は、「個人の尊重を基礎とし公正の意味を問いながら、状況に応じた判断が下せること」となっている。これはアメリカ合衆国憲法とりわけ権利章典における「個人の権利の尊重」の理念と合致している<sup>9)</sup>。デーモンによる公正概念の発達段階論は、アメリカの子どもたちが合衆国憲法に基づく公正概念を身に付けていく過程を明らかにしたわけである。この点は発達に応じた憲法学習の検討や憲法にもとづく論争問題学習の在り方に大きな示唆を与えると考えられる。

第3に、我が国の子どもは、形式的平等にもとづく判断の傾向が強く、個人の尊重にもとづく判断が苦手であることが発達論上から明確になった。例えば、我が国の子どもたちは平等権(憲法14条)の表面的な理解は容易であるが、個人の尊重(憲法13条)の理解は困難であることが示唆される。米国の子どもたちは8歳くらいになると「個人の尊重」にもとづく判断ができることとされ、児童期高学年には合衆国憲法の基礎にある「個人の尊重」を日常生活レベルでも理解できる。しかし我が国の子どもの場合、児童期高学年においても「形式的平等」の志向が強く、日本国憲法の基礎にある「個人の尊重」を日常生活レベルで理解できないまま、憲法学習が展開されることとなる。少なくとも児童期を終えるまでには第5段階「個人の尊重」までの発達をとげていることが必要であろう。

広島司法書士会

第2回

# 親子法律教室

## ええがに分けて みんなさい！

～ 何が公平か、いっしょに考えよう～



公平という価値を理解し 公平であろうとする  
姿勢があれば それがないときより  
おたがいがきっと幸せになれる

たとえば

友だちとけんかにならないように

丸いケーキを分けるには どうしたらいい？

クラスの当番をみんなで分担するには？

校庭を仲良く分けて使うには？

少なくなった井戸の水を村人が分けるには？



(1) ええがに井戸の水を分けて・・・

分けるって簡単なようだけど いろいろなことを  
考えなければならないときも多い  
関係する人が多ければ多いほど複雑になっちゃうね

みんなが抱えた問題を解決することも  
法やルール役割です

そのためには 私たちが法やルールが公平だと  
認めていることが必要です

さあ みんなでいっしょに解決策を考えてみましょう  
そして みんなが仲良く暮らしていくための  
ルールを提案してみよう！



(2) みんなが仲良く暮らしています

◎当日は、広島よしもとの芸人さんにお手伝いいただきます。



※駐車場はありません。

参加無料

開催日時

平成23年3月27日(日)  
午後2時～4時

対象:小学生(3年生～5年生)  
と、その保護者(20組)

開催場所:広島司法書士会館  
地下ホール

主催:広島司法書士会

日本司法書士会連合会

後援:広島法務局、広島県、広島市

広島県教育委員会、広島市教育委員会

法テラス広島(日本司法支援センター広島地方事務所)

NPO法人消費者ネット広島、中国新聞社

司法書士法教育ネットワーク

問合せ先:広島司法書士会事務局

〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-69

電話(082)221-5345

# 親子法律教室申込書

申込多数の場合は、抽選とさせていただきます。当否につきましては、3/15頃ハガキにてご連絡いたします。

親子法律教室 に申し込みます。

平成23年 月 日

住所 〒

ふりがな  
お子様氏名 \_\_\_\_\_ 小学校 年生

ふりがな  
お子様氏名 \_\_\_\_\_ 小学校 年生

ふりがな  
保護者氏名 \_\_\_\_\_ 才

電話番号 \_\_\_\_\_  
※平日の昼間にご連絡可能な電話番号をご記入ください。

当日の様子は、今後の研究・研修資料としてビデオ撮影をさせていただきますのでご了承下さい。  
申込書またはハガキに記載された個人情報は、当親子法律教室以外の目的には、使用いたしません。

## 申込方法

下記①～④の内容を明記の上、広島司法書士会事務局まで、FAXまたはハガキにてお申込みください。

- ①親子法律教室申込
- ②〒住所
- ③参加者全員の名前と年齢（学校名・学年）
- ④電話番号（平日の昼間にご連絡可能な電話番号）

\*3月14日頃、当教室についてのお知らせのハガキをお送りします。3月18日頃までにハガキが届かない場合は、申込書が届いていない可能性がありますので、お電話でお問い合わせください。

**申込締切:2011年3月11日必着**

## 申込・問合せ先(平日のみ)

〒730-0012  
広島市中区上八丁堀6-69  
広島司法書士会 事務局  
TEL 082-221-5345  
FAX 082-223-4382  
ホームページ <http://www.shiho-hiro.jp/>

## 第1回「親子法律教室」

### 参加者の感想より

- \* 法律について身近に感じられる内容でわかりやすかった。
- \* 子どもと一緒に目で見て、経験して、法律を感じていきたい。
- \* 法律という近寄りがたい分野ですが、子どもの関心を引くために江戸しぐさのような日頃の生活から考えられる題材で、とても良かった。



お手伝いいただく  
広島よしもの  
ボールボーイのお二人

## 第2回親子法律教室日程表

平成23年3月27日(日)

広島司法書士会館地下ホール

時 間	内 容	司会・テーマ (敬称略)
13:30~14:00 (30分間)	受 付	
14:00~14:05 (5分間)	全体説明	総合司会者
14:05~14:10 (5分間)	開会挨拶	広島司法書士会会長 清 水 富 美 男
14:10~14:13 (3分間)	ボールボーイ登場・挨拶	ボールボーイ
14:13~14:25 (12分間)	自己紹介	総合司会者
14:25~15:00 (35分間)	講義・実演	テーマ：ケーキを分ける 講 師 瀬戸将典司法書士 (広島司法書士会) ゲスト ボールボーイ (よしもと広島)
15:00~15:10 (10分間)	休 憩	
15:10~15:45 (35分間)	講 義	テーマ：少なくなった水を分ける 講 師 湯澤俊樹司法書士 (広島司法書士会)
15:45~15:50 (5分間)	アンケート記入	総合司会者
15:50~15:57 (7分間)	修了証書授与式	清水富美男司法書士 (広島司法書士会) 湯澤俊樹司法書士 (広島司法書士会)
15:57~16:00 (3分間)	閉会挨拶	日本司法書士会連合会 山本一宏常任理事

### 本日の配布物

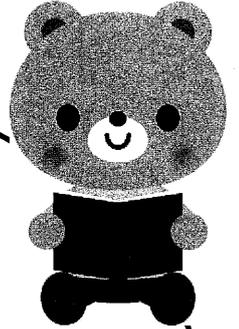
- ◆第2回親子法律教室日程表 (本表)
- ◆第1部席次表・第2部席次表
- ◆はじめましてカード
- ◆ワークシート
- ◆アンケート用紙

# ★ はじめましてカード ★

なまえ

おやこ ぼりつ きりしつ  
ようこそ、親子法律教室へ！  
はじめまして会うお友達に、自己紹介しよう！  
に しがかい

## すきな どうぶつ



が大好きです。

さんは、

が大好きです。

さんは、

が大好きです。

さんは、

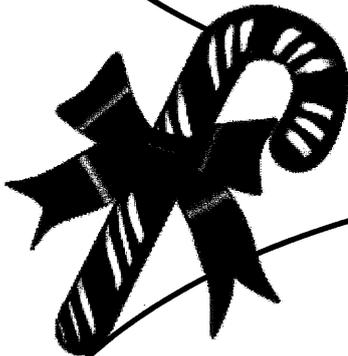
が大好きです。

さんは、

が大好きです。



## すきな おやつ



が大好きです。

さんは、

が大好きです。

さんは、

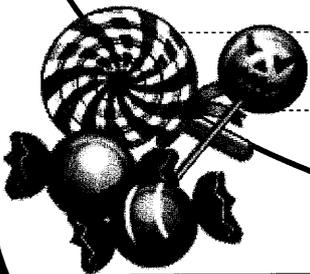
が大好きです。

さんは、

が大好きです。

さんは、

が大好きです。



いろいろなお友達とたくさんお話して、同じところや違うところを知って仲良くなってね！  
ともだち ちが

# ワークシート

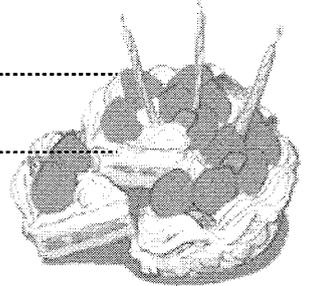
なまえ  
お名前

だい ぶ  
「第1部」

1. 「ケーキを分ける」時に、考えたこと(思ったこと)を書いてみよう!

.....

.....



2. どうして、そう考えた(思った)のかな?

.....

.....

だい ぶ  
「第2部」

3. 「水を分ける」時に、考えたこと(思ったこと)を書いてみよう!

.....

.....

4. どうして、そう考えた(思った)のかな?

.....

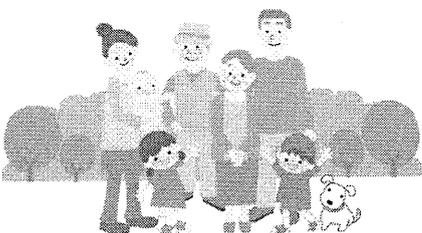
.....

さいご  
「最後に」

5. なんでも思ったことを書いてみよう!

.....

.....





(23) 地域

2011年(平成23年)3月28日(月曜日)

中国

### 公平さ題材 親子議論

#### 中区の法律教室に23組

田満な解決策を導く話し合いの大切さを感じてもらおうと、公平さをテーマにした親子法律教室が27日、広島市中区の広島司法書士会館であった。小学3～5年生と保護者の計23組が参加した。

広島司法書士会などの主催。参加者は6グループに分かれ、水やケーキの絵を使って分配方法を議論した。「赤ちゃんを育てているお母さんやお年寄りは多めに」などと話し合いながら、グループごとに分け方を発表した。

宇品小5年の女鳥実



水の分け方を通じて公平について学ぶ児童